

J Aバンク優遇プログラム規定

茨木市農業協同組合

1. (内容)

「J Aバンク優遇プログラム」(以下「当サービス」といいます。) は、お客様の取引内容について、各種手数料を所定の回数まで免除するサービスです。

2. (対象)

対象は当組合とお取引のある個人の方に限ります(事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします)。

3. (開始時期)

当サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、特典の種類によっては、当組合所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

4. (特典)

- (1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当組合所定の変更手続を行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。
- (2) お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。
- (3) 特典内容、特典期間については次の通りとします。ただし、その他の特典内容の詳細については店頭等でお知らせします。

特典項目	特典内容
提携ATM入出金手数料無料	当月25日から翌月24日の期間に、提携ATM(注1)において入出金取引を行った場合、特典回数(適用期間内3回)まで手数料が無料となります。(注2)
個人IB振込手数料無料	当月25日から翌月24日の期間に、個人IBによる振込を行った場合、特典回数(適用期間内3回)まで振込手数料が無料となります。(注2・3)

(注1) 対象となるATMはセブン銀行、ローソン銀行、イーネット、ゆうちょ銀行となります。

(注2) ATM入出金手数料無料・個人IB振込手数料無料の対象口座は

「当座一般、普通(一般・総合・営農)」となります。

(注3) 個人IB振込手数料無料について、振込手数料先方負担の場合は優遇対象外となります。

5. (変更・終了)

- (1) 当組合の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容を変更、または当サービスを終了することがあります。
- (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての特典が受けられないことがあります。

- ①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
- ②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
- ③すでに利用されている貸出金を延滞されている場合
- ④契約者本人が亡くなった場合
- ⑤金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合
- ⑥その他当組合が、一部または全ての特典提供を行わない合理的な理由があると判断した場合

6. (免責事項)

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、特典の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

令和6年7月16日現在